

地域包括支援センター運營業務委託モデル事業特記仕様書

1 地域包括支援センターの名称

高松市地域包括支援センター香川（仮称）

2 履行期間

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

契約締結日から令和5年3月31日までを準備引継期間とする。

3 地域包括支援センターの概要

- (1) 所在地 高松市香川町川東上1865番地13 香川総合センター 2階
- (2) 事務所の面積 約39㎡
- (3) 来客用駐車場 有り（香川総合センターと共用）
- (4) 業務用駐車場 4台まで確保予定

4 地域包括支援センター担当地区（日常生活圏域）

地域包括支援センターの担当地区は、次の3つの日常生活圏域である。

日常生活圏域	地区	町名	地図				
塩江	塩江	塩江町上西甲 塩江町上西乙 塩江町安原上 塩江町安原上東 塩江町安原下 塩江町安原下第1～3号	<p>凡例</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>地域包括センター担当地区</td> </tr> <tr> <td></td> <td>香川総合センター</td> </tr> </table>		地域包括センター担当地区		香川総合センター
	地域包括センター担当地区						
	香川総合センター						
香川	香川	香川町大野 香川町寺井 香川町浅野 香川町川内原 香川町川東上 香川町川東下 香川町東谷 香川町安原下第1・3号					
香南	香南	香南町池内 香南町岡 香南町西庄 香南町由佐 香南町横井 香南町吉光					

## 5 専門職員等の配置

地域包括支援センターに包括的支援事業を適切に実施するため、次のとおり専門職員等を配置すること。

- |                       |    |
|-----------------------|----|
| (1) 保健師又は保健師に準ずる者     | 2人 |
| (2) 社会福祉士又は社会福祉士に準ずる者 | 2人 |
| (3) 主任介護支援専門員         | 2人 |
| (4) 事務員等              | 1人 |

## 6 地域包括支援センター担当地区の状況

地域包括支援センター担当地区の主な状況は次のとおり。その他の状況については、第8期高松市高齢者保健福祉計画（2021（令和3）年3月）、市政概況等を参考にすること。

## (1) 人口の推移

全人口の推移 (単位：人)

日常生活圏域	現況			推計	
	R2.10.1	R3.10.1	R4.4.1	R4.10.1	R5.10.1
塩江	2,439	2,359	2,311	2,321	2,258
香川	23,161	22,771	22,606	22,679	22,432
香南	7,211	7,083	7,025	7,109	7,038
計	32,811	32,231	31,942	32,109	31,728
高松市全圏域	426,118	424,530	421,959	424,906	423,964

うち高齢者（65歳以上）人口の推移 (単位：人)

日常生活圏域	現況			推計	
	R2.10.1	R3.10.1	R4.4.1	R4.10.1	R5.10.1
塩江	1,156	1,155	1,168	1,116	1,102
香川	7,784	7,808	8,073	7,827	7,830
香南	2,401	2,423	2,518	2,443	2,453
計	11,343	11,386	11,759	11,386	11,385
高松市全圏域	118,827	119,735	119,958	119,597	119,964

うち後期高齢者（75歳以上）人口の推移 (単位：人)

日常生活圏域	現況			推計	
	R2.10.1	R3.10.1	R4.4.1	R4.10.1	R5.10.1
塩江	728	695	740	669	664
香川	3,686	3,749	4,455	4,061	4,340
香南	1,109	1,102	1,294	1,185	1,276
計	5,523	5,546	6,489	5,915	6,280
高松市全圏域	59,757	60,082	61,632	63,131	66,338

## (2) 要支援・要介護の認定者数の推移

(単位：人)

日常生活圏域	認定区分	現況		推計	
		R2. 10. 1	R3. 10. 1	R4. 10. 1	R5. 10. 1
塩江	要支援 1	29	33	26	26
	要支援 2	46	42	44	43
	要介護 1～5	258	262	252	247
香川	要支援 1	158	162	194	201
	要支援 2	226	217	256	268
	要介護 1～5	1, 118	1, 141	1, 213	1, 257
香南	要支援 1	30	38	44	47
	要支援 2	65	62	65	65
	要介護 1～5	353	363	384	395
担当地区計	要支援 1	217	233	264	274
	要支援 2	337	321	365	376
	要介護 1～5	1, 729	1, 766	1, 849	1, 899
高松市全域	要支援 1	2, 612	2, 622	2, 914	2, 986
	要支援 2	3, 853	3, 942	4, 192	4, 273
	要介護 1～5	18, 556	18, 716	19, 625	20, 102

## (3) 総合相談件数

(単位：件・人)

日常生活圏域		令和 2 年度	令和 3 年度
塩江・香川・香南 (サブセンター香川分)	件数	2, 219 ( 1, 327)	2, 175 ( 1, 348)
	実人数	1, 190 ( 780)	1, 254 ( 819)
高松市全圏域	件数	24, 024 ( 5, 720)	23, 267 ( 5, 861)
	実人数	12, 294 ( 3, 852)	11, 266 ( 3, 641)

※( )内は老人介護支援センター対応分を再掲

## (4) 権利擁護に関する相談等の件数

(単位：件・人)

日常生活圏域		令和 2 年度	令和 3 年度
塩江・香川・香南 (サブセンター香川分)	件数	67	115
	実人数	22	24
高松市全圏域	件数	2, 765	1, 989
	実人数	341	416

## (5) 指定介護予防支援及び第1号介護予防支援の状況

介護予防支援件数（年間・実績）

（単位：件）

日常生活圏域		令和2年度		令和3年度	
塩江・香川・香南 (サブセンター香川分)	直 営	基本 初回	924 19	基本 初回 連携	945 19 -
	委 託	基本 初回	2,025 57	基本 初回 連携	2,090 37 46
	計	基本 初回	2,949 76	基本 初回 連携	3,035 56 46
高松市全域	直 営	基本 初回	10,799 204	基本 初回 連携	10,595 166 -
	委 託	基本 初回	22,282 628	基本 初回 連携	24,827 657 734
	計	基本 初回	33,081 832	基本 初回 連携	35,422 823 734

凡例 [直営] 包括センター職員実施分 [委託] 委託指定介護支援事業所実施分

[基本] 介護予防支援 [初回] 初回加算 [連携] 委託連携加算

## 第1号介護予防支援（介護予防ケアマネジメント）件数（年間・実績）

（単位：件）

日常生活圏域		令和2年度		令和3年度	
塩江・香川・香南 (サブセンター香川分)	直 営	基本 初回	760 19	基本 初回 連携	662 11 -
	委 託	基本 初回	1,206 42	基本 初回 連携	1,152 36 34
	計	基本 初回	1,966 61	基本 初回 連携	1,814 47 34
高松市全域	直 営	基本 初回	12,247 270	基本 初回 連携	10,532 199 -
	委 託	基本 初回	14,372 416	基本 初回 連携	14,822 553 614
	計	基本 初回	26,619 686	基本 初回 連携	25,354 752 614

凡例 [直営] 包括センター職員実施分 [委託] 委託指定介護支援事業所実施分

[基本] 介護予防ケアマネジメント [初回] 初回加算 [連携] 委託連携加算

## (6) 地域ケア会議（多職種協働によるネットワークづくり）開催回数

(単位：回)

日常生活圏域		令和2年度	令和3年度
塩江・香川・香南 (サブセンター香川分)	個別会議（ケース検討）	2	1
	個別会議（プラン検討）※	4	3
	地域課題 ※	32	18
高松市全域	全体会議	1	1
	個別会議（ケース検討）	17	11
	個別会議（プラン検討）※	32	25
	個別会議（サービス調整）	0	0
	個別会議（適正化検証）	4	4
	地域課題 ※	184	132

※実施回数は新型コロナウイルス感染症による影響がある。

## 7 システム及び機器の貸与の詳細

発注者が受注者に貸与する機器は次のとおりである。

No.	品名	数量	備考
1	システム操作用パソコン	7	
2	システム用プリンタ	1	
3	システム用ネットワーク機器	1式	
4	インターネット接続用パソコン	1	国保連請求に必要なソフトウェアは受託者が調達・負担すること。

## 8 貸与備品

発注者から受注者に貸与する備品は次のとおりである。

No.	品名	数量	備考
1	事務用机	8	
2	事務用イス	8	
3	書類保管庫1（据付）	3	幅78cm×奥行42cm×高さ(90+210)cm※
4	書類保管庫2（据付）	3	幅78cm×奥行42cm×高さ210cm※
5	レターケース	1	
6	レターケース	1	
7	受付カウンター	1	
8	スタッキングチェア	4	受付・来客用
9	丸イス	4	受付・職員用
10	ロッカー	2	4人用/台

※寸法は、計測誤差がある。

## 9 市所有の施設の一部を使用して業務を実施するに当たっての注意事項

本業務は、市所有の施設である香川総合センターを使用して実施するので、受注者は次の事項を遵守すること。

- (1) 法令に則った公平かつ中立的な立場で施設を運営することとし、特定の者や団体だけを優遇しないこと。
- (2) 地域包括支援センター運営に係る各種規程等を特別に作成する場合には、事前に発注者と協議をすること。
- (3) 施設管理に関して次に掲げる事項を遵守すること。
  - ア 安全管理に十分配慮し、火災、損傷等を防止して、利用者及び職員の安全確保と財産の保全に努めるとともに、施設をはじめとする施設の防犯対策を徹底すること。
  - イ 本業務の事務所及び共用部分を除く施設内の区域・場所に施設管理者等に許可なく立ち入らないこと。
  - ウ 受注者の職員は、施設の開門から午後5時15分までの時間以外の時間は、施設に立ち入ることができない。但し、事前に発注者と協議し、発注者が必要と認めた場合はこの限りではない。
  - エ ウの但し書きにより、施設の開門から閉門までの時間以外の時間に施設に立ち上がった場合は、立ち上がった者の氏名、出入りの時刻、出入りの用件等の事項を記録し、発注者に報告すること。
  - オ 災害、事故等の緊急事態発生に備え、施設の管理者の要請に従い、香川総合センター等と協議の上、必要に応じ防火責任者等を設置し、消防計画に基づき、必要な訓練を定期的に行うこと。
  - カ 高松市庁舎管理規則の規定を準用して、施設の秩序の維持及び安全を図り、事業の適切な執行を確保すること。

## (4) 環境配慮に関する事項

- ア エコシティたかまつ環境マネジメントシステムを理解し、職員に周知すること。
- イ 光熱水量、燃料等の節約により、温室効果ガスの削減に努めること。
- ウ 施設から発生する廃棄物については抑制に努め、可能な限り再資源化に努めること。

## (5) 駐車場に関する事項

委託業務に必要な車両（4台まで）と地域包括支援センターの来客又は利用者の車両については、施設の駐車場を使用することができる。但し、委託業務の職員の車両は、施設の駐車場を使用することができない。

## 10 モデル事業における特記事項

## (1) 業務用自動車の貸与について

モデル事業の実施に当たっては、受注者は、発注者所有の軽自動車を3台まで無償で使用することができる（別途契約要）。但し、次の費用は受注者の負担とする。なお、対象車両の次回車検時期はいずれも令和5年度である。

- |                        |                   |       |
|------------------------|-------------------|-------|
| ア 公租公課                 | イ 点検整備・修繕に要する費用   | ウ 燃料費 |
| エ 保険料（自動車賠償責任保険・自動車保険） | オ その他自動車の運行に必要な費用 |       |

(2) 職員確保の協力について

モデル事業の業務開始時の欠員に限っては、市職員(保健師)の派遣について、発注者と協議することができる。

(3) 準備引継業務について

地域包括支援センター運營業務委託モデル事業に係る準備引継業務については、地域包括支援センター運營業務委託モデル事業準備引継業務仕様書のとおりである。